

小笠原諸島振興開発特別措置法の改正概要

1 地域の主体的な振興開発を促進するため、計画体系を改正する

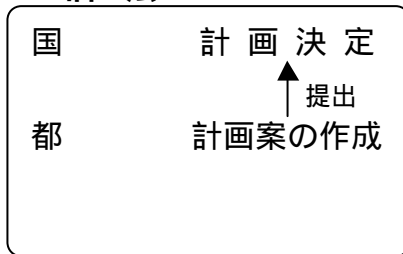
地元の発意と創意を生かした、主体的な地域づくりの推進

地理的、自然的特性を生かす (他の地域にはない魅力と資源 = 優位性)

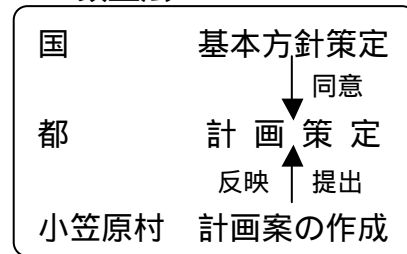
➡ **国の責務 役割を維持しつつ、地元の発意や創意を生かす**

- ・国が基本方針を、都が振興開発計画を策定 (国の同意)
- 旧法では都の案に基づき国が振興開発計画を決定
- ・基本方針は、地域特性を生かし、その魅力増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念とする
- ・都は計画策定に際し、小笠原村に案の提出を求める (案の内容を計画に反映)

<旧法>



<改正法>



計画で定めるべき事項の追加

- ・国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- ・小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

2 目的規定の改正、配慮規定の追加等所要の改正を行う

小笠原諸島の自立的発展に資することを法目的に追加

小笠原諸島の自立的発展に資する観点から、配慮規定を整備

- ・情報通信体系の充実に係る配慮規定の内容の明確化 (高度情報通信ネットワーク)
- ・農林水産業の振興に係る配慮規定の追加
- ・医療の充実に係る配慮規定の追加
- ・地域間交流の促進に係る配慮規定の追加
- ・人材の育成に係る配慮規定の追加

3 補助率の嵩上げ等の特例措置を継続する

補助率の嵩上げの特例措置

- ・港湾
- 水域施設及び外郭施設の建設又は改良 本土 4 / 10 → 小笠原 9 / 10
- 係留施設及び臨港交通施設の建設又は改良 本土 4 / 10 → 小笠原 3 / 5 等

4 法の有効期限を平成 21 年 3 月 31 日まで 5 年間延長する